

災害時応急工事等の協力に関する業務基本協定書

向日市（以下「甲」という。）と向日市商工会（以下「乙」という。）とは、「向日市地域防災計画」に基づき大地震、暴風雨等（以下「災害」という。）の発生が予想される場合の被害の未然防止及び災害が発生した場合の応急措置に係る工事等（以下「災害応急工事等」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、道路、河川等の公共施設の機能の確保及び回復並びに倒壊家屋居住者の生活の安定を図るため応急仮設住宅の建設について、甲、乙間において基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害応急工事等を実施する必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を受けたときは、乙の会員で向日市建設工事入札参加資格者名簿に登載されている業者から災害応急工事等に必要の人員、機械等を出動させ、甲が実施する災害応急措置に協力するものとする。

3 甲が、乙に対して第1項の規程に基づき、協力の要請をする場合は市民部環境対策課が行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、環境対策課以外の課等からも乙に対し協力を要請することができるものとする。

（費用の負担）

第3条 甲の要請により、乙が災害応急工事等を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

（被害が生じたときの措置）

第4条 災害応急工事等の実施に伴い、第三者に被害が生じたときは甲、乙に協議して、その処理解決に当たるものとする。

（災害補償）

第5条 第2条の規定により、災害応急工事等に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときのその者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用するものとする。

（実施細目）

第6条 この協定に関する実施細目は、甲、乙協議して別に定めるものとする。

（協 議）

第7条 この協定に定めない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成12年3月23日までとする。

2 前項の期間満了の1月前までに、双方からこの協定改正の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成10年11月 2日

甲 向日市長 ㊟

乙 向日市商工会会長 ㊟